

投資信託の規定改定のお知らせ

平素は、ゆうちょ銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成25年9月2日(月)に、下記の投資信託規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

改定内容の詳細につきましては、次ページ以降の表をご確認ください。

なお、ご不明点等がございましたら下記お問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

今後とも、ゆうちょ銀行をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

投資信託総合取引規定

投資信託受益権振替決済口座管理規定

投資信託自動積立規定

投資信託特定口座規定

2. 改定日

平成25年9月2日(月)

【お問い合わせ先】

投資信託コールセンター

電話番号

0800-800-4104

受付時間

平日9:00~18:00

(土・日・休日・12/31~1/3を除きます。)

改定の詳細

投資信託総合取引規定

改定前	改定後
1～5 (略)	1～5 (略)
6 取引開始の手続 ～ (略) (新設)	6 取引開始の手続 ～ (略) <u>この取引は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限り行うことができるものとします。</u>
7～8 (略)	7～8 (略)
9 この取引の解約 (略) (略) ～ (略) (新設) — その他やむを得ない事由が生じたとき。 (略) (略)	9 この取引の解約 (略) (略) ～ (略) <u>お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。</u> — その他やむを得ない事由が生じたとき。 (略) (略)
10～12 (略)	10～12 (略)
13 スイッチング ～ (略) スイッチングの申込みについては、第10条及び第11条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。)に定めるところにより当該解約にかかる源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とします。 ～ (略)	13 スイッチング ～ (略) スイッチングの申込みについては、第10条及び第11条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、スイッチングによる解約代金について、投資信託特定口座規定第6条(源泉徴収)第2項に定める源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とし、同条第3項に定める還付を行う場合は、同項に定めるところにより行います。 ～ (略)
14 収益分配金及び償還金 (略) 前項の収益分配金については、同項の規定にかかわらず、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資をすることもできます。 <u>お客さまは、収益分配金の受取方法について、当行の定めるところにより、購入の申込み時に、前2項の受取方法のいずれかを設定します。</u> — 前項において、お客さまが購入の申込み時に設定した収益分配金の受取方法は、当行の定めるところにより、他の受取方法に変更することができます。	14 収益分配金及び償還金 (略) 前項の収益分配金については、購入の申込み時に前項の受取方法を設定した場合を除き、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資します。 (削除) — 収益分配金の受取方法は、当行の定めるところにより、他の受取方法に変更することができます。
15～23 (略)	15～23 (略)
附 則 1 この規定は、平成25年5月7日より適用します。 2 第14条第4項は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に第14条第1項の受取方法を設定している場合には、適用されません。	附 則 (実施期日) 1 <u>この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。</u> (経過措置) 2 第14条第3項は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に第14条第1項の受取方法を設定している場合には、適用されません。

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改定前	改定後
1～15（略）	1～15（略）
16 解約等 （略） ～ （略） <u>（新設）</u> ー やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 （略）	16 解約等 （略） ～ （略） <u>お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。</u> ー やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 （略）
17～20（略）	17～20（略）
	<u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。

投資信託自動積立規定

改定前	改定後
1～11(略)	1～11(略)
	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 投資信託自動積立契約が平成 25 年 5 月 2 日以前に締結されたものである場合、第 3 条の適用にあたっては、当該契約の申込みに係る書類に記載された毎月買付申込日の前日を「引落日」とします。</p>

投資信託特定口座規定

改定前	改定後
1～15（略）	1～15（略）
<p>16 特定口座の廃止（略）</p> <p>～ （略）</p> <p><u>お客様の特定口座において投資信託受益権の残高がなくなった日又は、当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替決済口座への上場株式等の記載若しくは記録若しくは当該特定口座への上場株式等の保管の委託又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったとき。この場合、施行令によりその翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p>— お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>— やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき。</p>	<p>16 特定口座の廃止（略）</p> <p>～ （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>— お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>— やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき。</p>
17～19（略）	17～19（略）
<p>附 則</p> <p>1 この規定は、平成22年1月1日より適用します。</p> <p>2 <u>平成22年1月1日において特定口座を開設しているお客様が、同年1月1日から同年12月31日までの間に、特定口座源泉徴収選択届出書を当行に提出した場合には、当該届出書の提出により設定された源泉徴収選択口座において、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p>3 <u>平成22年1月1日においてお客様が開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、同年1月1日以降最初の当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、お客様から法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることを希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。</u></p>